

報道関係者 各位

令和5年7月14日

【照会先】

富山労働局労働基準部監督課

監督課長 岡 利光

○監察監督官 稲原 章安

TEL: 076(432)2730

建設工事現場に対する一斉監督の実施結果について

富山労働局(局長 吉岡 勝利)は、建設工事現場における労働災害防止対策の徹底を図るため、令和5年7月3日(月)から同月7日(金)までの全国安全週間の期間中、管下4労働基準監督署は、県内の建設工事現場に対し「一斉監督」として集中的に監督指導を実施しました。

その実施結果を取りまとめましたので、下記のとおり公表します。

記

1 一斉監督実施結果の概要

県内の土木工事及び建築工事 計98現場(165事業場)に対して監督指導を実施し、うち56現場(123事業場)に対して是正勧告・改善指導等を行いました。

【一斉監督実施結果の概要】

(下段は前年度実施結果)

	土木工事		建築工事		合計	
	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数	事業場数
監督指導実施数(A)	44	52	54	113	98	165
	58	66	56	97	114	163
是正勧告・改善指導等 実施数(B)	14	22	42	101	56	123
	26	36	29	70	55	106
割合 (B/A)	31.8%	42.3%	77.7%	89.3%	57.1%	74.5%
	44.8%	54.5%	51.8%	72.2%	48.2%	65.0%

注1) 工事現場には元請事業場のほか下請事業場が入場している場合があり、一つの現場で複数の事業場に対して監督指導を実施することがあるため、「事業場数」は「現場数」よりも多くなります。

注2) 「是正勧告」とは法令違反の事項については是正を求める措置、「改善指導」は法令違反以外の事項について改善を求める措置です。

2 主な法違反等の内容

法違反のあった事項は、多いものから順に、

- ・ 足場等の墜落防止措置 22 現場 (34 事業場)
- ・ 車両系建設機械災害の防止措置 10 現場 (10 事業場)
- ・ 作業主任者に関するもの 6 現場 (7 事業場)

となりました。

の法違反のうち、4 現場 (5 事業場) については、墜落の危険性が高い箇所が認められたため、作業停止の命令を行いました。

熱中症予防対策の徹底について、3 現場 (3 事業場) に対して水分や塩分摂取の徹底、冷房を備えた休憩場所の確保等の改善指導を行いました。

【主な法違反等の内容】

	土木工事		建築工事		合 計	
	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数	事業場数
足場、架設通路、作業構台の墜落防止措置	2	2	20	32	22	34
車両系建設機械災害防止措置	3	3	7	7	10	10
墜落・転落防止措置 (足場を除く)	2	3	3	5	5	8
作業主任者	3	4	3	3	6	7
就業制限	0	0	2	2	2	2
熱中症予防対策の徹底	1	1	2	2	3	3
墜落危険箇所に対する作業停止・立入禁止命令 (の内数)	2	2	2	3	4	5

3 労働災害発生状況等

今年 1 月から 6 月までの県内における労働災害発生状況は、全業種では休業 4 日以上の死傷者数は 580 人と大幅に減少 (前年同期比-83 人) した一方で、死亡者数は 5 人と増加 (前年同期比+1 人) しています。建設業については死傷者数 62 人 (前年同期比-33 人)、死亡者数 1 人 (前年同期比-1 人) となっています。

富山労働局では、引き続き、重篤な災害となるおそれの高い「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした監督指導を実施していくこととしています。

また、令和 5 年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を本年 5 月から展開中です。本一斉監督においても、全ての現場に対して、リーフレット「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(別添) を配布し、熱中症予防対策の徹底を求めました。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**